

# いじめ防止等のための基本方針

## 1. 基本方針の趣旨及び目的

本方針は、本校の全ての児童が安心して生活し、豊かに学び合うことができるようないじめのない学校であり続けるために、平成25年に公布・施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条に基づき、いじめ防止等の対策の基本を定めるものである。

策定に当たっては、「秋田県いじめ防止等のための基本方針」「横手市いじめ防止等のための基本方針」の趣旨・内容を踏まえつつ、本校におけるいじめ根絶のために実効性のある対策や取組を示すようにする。

## 2. いじめに関する本校の基本的な考え方

学校では、多くの人間が関係性を結ぶがゆえに、いじめはいつでもどこでも起こりうる。しかし、人間としていじめは絶対に許されない。だから、いじめを起こさない・許さない望ましい学校文化を醸成していくことが大切である。

いじめが「いつでもどこでも起こりうる」ならば、常にいじめのアンテナは高く、広く機能する必要がある。いじめを察知する第一の責任は教職員にあるが、潜行しやすいいじめの特質を考えれば、いじめの当事者になりうる児童もいじめに対して敏感にならなければならない。さらには、児童の保護者もいじめ察知の責を負うものであり、早期発見のためには地域社会の目も借りねばならない。総じて、意識的にいじめの早期発見を考える学校づくりが大切である。

しかし、如何にいじめに敏感になっても、実際に起こったいじめや疑わしい事案に対して「人間としていじめは絶対に許されない」ことに基づく対応が為されなければ何ら実効性がない。関係諸機関との連携も含めていじめが起きたときにやるべきことが明確であり、毅然とした措置、迅速かつ適切な対処等ができるような学校でありたい。

このような、いじめの発見、対応等に関する学校の営みを重視しながら、最終的には、「いじめを起こさない・許さない望ましい学校文化を醸成していく」ことを目指すものである。その場限りの指示や懲罰でなく、教職員と児童がいじめを根絶する学校風土を共につくり上げ、豊かな人間関係に基づく学校文化にまで高める崇高な意識と具体的な取組が大切であり、そのことがとりもなおさずいじめの未然防止につながるものと考えらる。

### 【児童に「いじめ」を指導する際の共通理解事項】

- いじめは、児童の基本的な人権および尊厳の保持を脅かす卑怯で卑劣な行為である。
- はやしだてたり傍観したりすることも、いじめと同様許されない行為である。
- いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行われる。

### 3. いじめ防止等の取組

#### (1) いじめの早期発見

学級担任の個人的な観察力、洞察力に任せっきりにすることなく、教職員の連携による組織的な取組を推進するとともに、情報収集の手立てを整備し、児童の小さな変化を見逃さないこと、児童・家庭・地域から多様な情報を確実に吸い上げて共有化することを重視する。

◎生徒指導担当と学年部による日常的または計画的な取組の推進。

- ・いじめチェックシートを活用した学習や休み時間の様子の観察，児童との関わりの中での情報収集。
- ・いじめを誰かに通報することは正しい行いであることについての指導。
- ・全児童を対象とした定期的な教育相談（年2回；7月と11月）の実施。
- ・いじめの実態把握アンケート（年2回；5月と12月）の実施。それに連動した気になる児童への教育相談の実施。
- ・ハッピー旭っ子アンケートの実施。（年2回；5月と12月）

◎保護者との連絡帳の情報，地域住民の通報等に関する「報告・連絡・相談」。

○定期的な会合による学校評議員，学校関係者評価委員からの情報収集。

○スポーツ少年団関係者との連絡会による児童の人間関係の把握。

#### (2) いじめへの対応（対処・措置）

いじめの事実が確認されたり，疑われたりする場合は，迅速な対応はもちろんのこと，いじめをうけた児童の安全確保を優先し，いじめを行った児童に対する適切かつ毅然とした指導を行うとともに，関係保護者への誠実な対応を心がける。

◎校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，関係学年部等からなる「いじめ・不登校対策委員会（本校の通称：スマイル委員会）」（いじめ防止対策推進法第22条のいじめ防止等の対策のための組織）を中心とした迅速かつ組織的な対応。

◎令和3年度「スクールクライシス対応マニュアル（横手市教育委員会）」の「VI 危機対応事例マニュアル（2）いじめへの対応」に基づく聞き取りと報告。

○いじめを把握した際の対応の仕方やマニュアルについての教職員の共通理解。（全体研修会）

#### ◆ いじめを受けている児童に対して

- ・絶対に守るという姿勢で「あなたは悪くない」というメッセージを送る。
- ・本人の話に傾聴し，共感的理解に努める。
- ・例え問題が解決しても，その後の定期的な相談の場をもつ。

#### ◆ いじめをする児童に対して

- ・事実や行為に目を向けさせ，相手の気持ちを考えさせて非に気付かせる。
- ・許されないことはどんな理由があっても許されないことを理解させ，状況

- によっては厳しく指導する。(※ 学校教育法第11条 子どもへの懲戒)
- ・相手との関係づくりに目を向けさせ、謝罪の方法等を一緒に考える。
- ◆ 見たり聞いたりした児童に対して
- ・傍観は加害と同じであることを伝え、いじめに遭遇したときの対処行動を考えさせる。
- ◆ 保護者に対して
- ・いじめを受けている側の保護者については、言い分を丁寧に聞き、学校の対応を十分に説明する。
  - ・当該児童を全力で守り立ち直らせること、そのためには家庭の協力や理解が欠かせないことを伝える。
  - ・いじめをする児童の保護者については、相手の児童や保護者に対する誠意をもった行動について説明する。
  - ・当該児童が二度といじめを起こさないために、今後の指導の在り方を共に考える。
- ◎ どの立場の児童、保護者についても、必要に応じてスクールカウンセラーを要請し、相談の機会を設ける。(県教委：広域SC事業)

◎ 重大事態（いじめ防止対策推進法第28条1項）が発生した場合の対応

- ア) 児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑い
- イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
(年間30日が目安、または一定の期間連続して欠席)

- ・横手市教育委員会に事態の発生を報告
- ・横手市教育委員会による調査主体の判断と判断に応じた調査及び調査協力の実施。(※「重大事態」対応フロー図参照)
- ・いじめが犯罪行為と認められる場合の警察への通報。(横手警察署)
- ・横手市教育委員会による横手市いじめ対策委員会(通称；横手市創快委員会)の設置と横手市長への報告。

(3) いじめの未然防止

学級を起点にしていじめを認めない学校の雰囲気づくりに努め、集団活動を前提とした指導の充実により、児童をいじめに向かわせることなく社会性や人間関係形成能力を育む。また、いじめ防止や明るい学校づくりに関する児童の主体的な活動を後押ししながら心の通う受容的人間関係を構築し、いじめの入り込む余地のない豊かな学校文化を醸成していく。

◎ いじめを生まない学級風土を創るための学級経営と指導の充実

- ・学級担任の指導に関する自己診断表の活用。  
※ 横手市生徒指導資料「いじめの未然防止と早期発見のためのチェックポイント」(横手市教育委員会提供)

- 生徒指導の3機能が生きる授業や豊かな道徳心を育む授業の積み重ねによる「いじめに向かわない学力」の育成。
  - ・研究テーマの趣旨「集団思考」「言語活動の充実」を目指した授業の構築。  
＝どの子にも自分の居場所があり、互いを共感的に認め合う授業の実践。
  - ・生命尊重，自己有用感に関する価値項目を重視した道徳の時間の実践。  
＝自他を尊重する態度・能力の育成。
- ◎児童会の自主的な企画・運営によるいじめ防止の取組
  - ・「あさひ小運動」の「あ」＝「あいさつのできる子」に基づく児童会あいさつ運動の実施。（いじめが潜行しない学校の雰囲気づくり）
  - ・横手南中学校区生徒会・児童会連携によるいじめ根絶プロジェクトの実施。
- 旭っこグループ活動（全校縦割り）の充実による仲間づくりの拡大・深化
  - ・「あさひ小運動」の「小」＝「小さい人のめんどろをみる子」に基づく集会活動，縦割り清掃の実施。
  - ・町内単位での縦割り活動と，地域との交流を関連付けた「地域ボランティア」等の交流活動の実施。（横手南中学校と連携して行うが，今年度も小・中合同での活動は行わない。）

#### (4) いじめ防止等の対策を支える横と縦の連携

児童を取り巻く社会全体（家庭，地域，関係諸機関）の中で，複数の目で児童を見守ったり，多様な手段でいじめ問題の解決を図ったりするために，様々な組織との横の連携を推進し，情報の共有化を図る。また，中学校との縦の連携により，9年間を通して子どもを見守る体制を整える。

- セーフティ旭，民生児童委員，町内子ども会世話人への声かけの依頼。
- 民生児童員協議会等の地域会合への積極的な参加。（管理職，生徒指導主事）
- 横手警察署少年係との情報交換。未然防止に関わる警ら活動の要請。
- ◎保護者等への啓発活動の推進。
  - ・PTA総会等の場を利用した「旭小学校いじめ防止等のための基本方針」の説明と保護者への周知。
  - ・PTA組織を活用したいじめに関する講演会の実施。
- 学校評価を活用したいじめ防止度の点検
  - ・教職員による自己評価にいじめに関する項目を設定。
  - ・保護者アンケート等にいじめに関する設問を設定。
- ◎「横手南中学校区小・中連携教育推進計画」を生かした生徒指導担当者会の情報交換。（年3～4回程度）
- ◎横手南中学校生徒会と本校児童会を中心とした連携による交流活動。

## (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応について

いじめ防止対策推進法第2条で規定されるいじめの定義は、「インターネットを通じて行われるものを含む」ことも示されており、その意味でも、本基本方針におけるいじめに関する考え方や防止等の取組は、いわゆるネットいじめのことも念頭に置いたものである。しかし、同法第19条では「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」が示されており、ネットいじめへの対応を特に取り上げて言及している。これは、インターネットの普及とネット社会の急激に広がり・浸透により、どの児童に対してもネットいじめは「いつでもどこでも起こりうる」ことを認めざるを得なくなっているからであると思われる。

実際、令和元年度の「携帯電話、スマートフォン、インターネット利用実態調査(秋田県教育委員会)」の結果を見ると、本校においても「インターネットやメール、コミュニケーションアプリ等のトラブル、被害にあったことがある」と答えた児童が、調査対象の4年生以上の中に9名いた。そのうち、教師に相談したケースはなく、学校外の教師の知らないところで起こったり、表沙汰にならないところで広がったりするのがネットトラブルの特色・怖さであると言える。

さらに、本校のような小学校においては、携帯電話やスマートフォンを中心としたメール、LINE等の問題よりも、通信機能付きのゲーム機普及の問題に危機管理意識を向ける必要がある。令和元年度の「Wi-Fi通信機能付き情報端末の利用実態調査(秋田県教育委員会)」によれば、当該のゲーム機を持っていないと答えた児童は、調査対象の4年生以上173名中31名しかおらず、実に8割以上の児童が、3DS等のゲーム機を通じてインターネットを利用している可能性がある。このように、広く通信機能付きのゲーム機が普及した児童の日常は、ゲーム機を介した多くの関わり合いにより、学校内ではなかなか把握できないネットいじめ等の温床になることが懸念される。より小学生の実態に即した情報端末に目を向けながら、インターネットを通じて行われるいじめへの対策を講じていく必要がある。

○インターネットを通じて行われるいじめに対しても、基本的には「早期発見」「起きたときの対処・措置」「未然防止」という3つの考え方で対応する。その内容も、本項(1)～(3)と同様だが、ネットいじめ等の潜行性等の特色を鑑み、特に「早期発見」「未然防止」の手立てを重視していく。

### ◎「早期発見」のための調査実施や情報発信

- ・ 上述の利用実態調査を活用した実態把握および調査結果と連動した教育相談
- ・ 情報モラルアンケートの実施
- ・ PTA等の機会をとらえた保護者への実態説明と保護者からの情報収集

### ◎「未然防止」のための調査実施や情報発信

- ・ 情報モラルの育成を意図した教科等の指導の充実
- ・ 情報モラルの育成を意図した学級活動や学校行事の年間指導計画化
- ・ インターネットセーフティをテーマとした児童対象の講演会等の実施